プロジェクト

項目 第 53 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

本資料は、第 53 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 6 月 2 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 53 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

サステナビリティ基準委員会の運営方針（審議事項 C3 関連）

1. 特段の意見は聞かれなかった。

ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」に対するコメント・レターの文案（英文）（審議事項 B2-1 関連）

（コメント・レターの文案全体に対する意見）

2. コメント・レターの文案の全体的な方向性について異論はない。

（質問 1—「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に対する意見）

3. 「スコープ 3」「カテゴリー15」に含まれるべき温室効果ガス（GHG）排出の範囲が明確でない点に焦点を当てたコメント案となっているが、「GHG プロトコル」における「スコープ 3」「カテゴリー15」は、むしろ広範な金融活動等を対象としていると考えられることから、「スコープ 3」「カテゴリー15」の範囲に何が含まれるのかを明確化することを、主な論点とすべきと考える。このため、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）において範囲に含めることが明示されている、ファイナンスド・エミッションの範囲の明確化を提案することに加えて、それ以外の排出について、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出を除いたうえで、他に「スコープ 3」「カテゴリー15」の範囲に含めるべきものがあるのかどうかを指摘してはどうか。

4. 「GHG プロトコル」において、ファイナンスド・エミッション以外の排出を「スコープ 3」「カテゴリー15」に含めるかどうかは任意である。そのため、これらを範囲に含めないことを提案するよりも、含めることも容認してはどうか。

5. コメント案では、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出については、「スコープ 3」「カテゴリー15」の範囲から一律に除外することを提案する一方で、デリバティブについては除外を容認するにとどまり、一律に除外することは提案していない。この点、デリバティブには、さまざまな会計上の取扱いが存在することを踏まえ、一律に除外することを求めないという考えであれば、その旨を明記してはどうか。

6. ファシリテーションに係る排出については、報告企業である金融機関が、自らファシリテートした投資案件の投資も保有する場合にはファイナンスド・エミッションとしても取り扱われることから、排出量がダブル・カウントされることが考えられる。また、金融機関ごとに算定方法にばらつきがあることも考えられることから、ファシリテーションに係る排出は「スコープ 3」「カテゴリー15」とは区分して開示すべきであると考える。

7. コメント案では、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出を「スコープ 3」「カテゴリー15」の範囲から除外すべきとの主張を行うにあたり、「金融向け炭素会計パートナーシップ」(PCAF) の基準を引用しているが、「GHG プロトコル」を論拠とした説明を行う方が適切ではないか。

8. コメント案において引用されている PCAF の基準では、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出が、「スコープ 3」「カテゴリー15」に含まれることを前提としていると考えられる。この点について、文案の書きぶりの修正を検討してはどうか。

9. 除外した範囲に関する「数値 (amount)」の開示について、仮に「スコープ 3」「カテゴリー15」から除外することを認めたとしても、除外した活動の「数値(amount)」の開示を行うために定量的な計算を行うこととなれば、かえって企業の負担が増加する可能性がある。このため、企業の方針を利用者が理解することを可能にする定性的な情報の開示を求めることは、企業の負担軽減につながり、開示項目として適切であると考える。

10. 企業の方針を利用者が理解することを可能にする定性的な情報の開示を要求すべきとの提案が採用された場合には、結果的に、企業は、当該定性的な情報の開示と

「数値（amount)」の開示のいずれも要求されることになる可能性があるのかどうかを確認したい。

11. 本公開草案において、「数値（amount)」の例示として、収益を参照している点について、収益の数値の多寡と GHG 排出量との間には関連性がないことを指摘してはどうか。

12. 企業は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の GHG 排出について、重要性を踏まえて開示の要否を判断することになると考えられる。このため、企業の方針を利用者が理解することを可能にする定性的な情報の開示は、「スコープ 3」「カテゴリー15」に含めないこととした GHG 排出に関する情報を提供することにもなり、重要な開示であると考える。このような、定性的な情報の開示が果たす役割についての説明を、コメントに含めることを検討してはどうか。

13. ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求されるのは、資産運用残高（AUM）及びグロス・エクスポージャーのうち、ファイナンスド・エミッションの算定に含まれるものであることを、コメント案に含めることとしてはどうか。

（質問 2－ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用に対する意見）

14. 本公開草案で提案されたヒエラルキーに対して、3 つの懸念事項を挙げているが、これらの懸念事項に優先順位があるわけではないことを明確にしてはどうか。

15. 「世界産業分類基準」（GICS）の使用に関して識別された実務上の課題について、我々の法域に限らず、他の法域においても同様の懸念が識別されている場合には、そのことが分かるようにしてはどうか。

16. GICS の使用を強制するのは実務上困難であり、また、GICS 以外に国際的に標準化された産業分類システムが存在しないと考えられることから、文案におけるコメントの方向性はやむを得ないと考える。一方、比較可能性の観点からは、将来的に、国際的に標準化された産業分類システムを IFRS 財団又は証券監督者国際機構（IOSCO）などが新たに開発することも考えられる。このことを提案するコメントを含めてはどうか。

17. 産業分類システムの使用にあたっては、関連性のある情報が開示されることに加えて、開示される情報の比較可能性が担保されることも重要であると考えられる。こ

のため、「比較可能性を考慮しつつ、情報の関連性に基づいて決定されるべき」とのコメントとしてはどうか。

18. 本公開草案で提案されているヒエラルキーに基づき、法域又は取引所の要求事項を満たす産業分類システムを使用した場合、地域性が強くなり、結果として情報の比較可能性が低下する可能性がある。このため、ヒエラルキーによるアプローチではなく、企業が自ら適切な産業分類システムを選択するアプローチの方が適切と考えられる。

19. 本公開草案で提案されているヒエラルキーに基づくアプローチではなく、最も関連性のある産業別のファイナンスド・エミッションの開示を達成することに焦点を当てるべきとのコメント案について、企業に二重のコストが発生することを回避することが趣旨であるかどうかを確認したい。

20. 利用者にとって有用な情報をもたらす方法で分類することを可能にする分類システムを選択するとのコメント案は、セグメント情報の開示に関する会計基準におけるマネジメント・アプローチのような考え方を提案していると誤解される可能性がある。このため、本提案が、企業が独自に開発した産業分類システムを使用することを意図するものではなく、既存の産業分類システムの中から、企業が最も関連性のあるものを選択するという趣旨であることが明確になるようにしてはどうか。

21. ISSB が産業分類の粒度のレベルに関するガイダンスを提供することを提案するコメント案について、当該ガイダンスが、どのような内容及び取扱いを想定しているのかを確認したい。

22. 企業が開示すべき産業カテゴリーの最低限の数を設定することを提案するコメント案について、10 から 20 という数の目安に加えて、実務上の対応のしやすさの観点から、「TCFD 提言」や「持続可能な産業分類システム」(SICS) などの、産業分類システムの例示を含めてはどうか。

23. 本公開草案において GICS の使用に関する見直しを行う場合であっても、その結果として開示される情報の比較可能性をどのように担保するかについては、依然として検討すべき課題があることを提起してはどうか。

24. 特に金融機関においては、「TCFD 提言」に基づく産業分類を用いて、ファイナンスド・エミッションの測定及び開示を検討している企業が多いと考えられる。このため、IFRS 財団が TCFD の機能を引き継いでいることを踏まえて、「TCFD 提言」に基

づく産業分類を参照することを提案してはどうか。

以　上